

令和7年4月

お客様各位

福井信用金庫

「破産管財人等特殊口座開設手数料」新設のお知らせ

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

福井信用金庫は、破産管財人等が手続きのために開設する管理用口座につきまして、下記のとおり口座開設手数料を新設いたします。

今後ともより一層のサービス向上に努めてまいりますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 新設日 令和7年6月2日（月）

2. 新設する手数料

項目	手数料（税込）
破産管財人等特殊口座開設手数料 次のいずれかに該当する口座 ・破産管財人口座 ・相続財産清算人口座 ・相続財産管理人口座 ・不在者財産管理人口座 ・遺言執行者口座 ・遺言整理受任者口座 ・法に基づく専門的な資格を有する者が代理人として開設する口座 ・上記関連または類似する管理用口座	16,500 円 (1 口座あたり)

*個人、法人は問いません。

*既存口座を破産管財人等名義へ変更する場合も含まれます。

以上